

公益財団法人 よんでん文化振興財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人よんでん文化振興財団と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、美術、音楽を中心とした芸術の分野における諸活動に対し助成及び顕彰を行うとともに、優れた芸術文化活動の鑑賞機会を四国地域に提供すること等により、四国地域における芸術文化の振興を図り、我が国の文化の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 四国出身で、美術・音楽分野の芸術家を志す国内大学在学学生及び海外留学などを行う若手芸術家に対する奨学援助
- (2) 四国出身又は四国在住の優れた芸術家もしくは四国地域の芸術文化の振興に多大な貢献をした者に対する顕彰
- (3) 美術・音楽に関する展覧会・公演の開催及び開催費用の助成
- (4) 優れた演奏家を派遣し、地元主催者の自主的な公演活動を支援する派遣助成
- (5) 芸術文化に関する調査研究及びシンポジウムの開催
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、四国地域において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものは、この法人の基本財産とする。

3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産について、この法人は、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の全額若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員6名以上11名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権 限)

第 14 条 評議員は、評議員会を構成し、第 17 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するとともに、法令で定める個別の権限を行使する。

(任 期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報 酬 等)

第 16 条 評議員は、本条第 2 項及び第 3 項の規定によるほかは、無報酬とする。

2 評議員が、評議員会等に出席した場合には、その対価として一日あたり 5 万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

3 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 本条第 2 項及び前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 17 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次に定める事項について決議する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等の額及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表および損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 残余財産の処分

- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の廃止
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第 19 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 20 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定 足 数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 23 条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員及び理事会

第 1 節 役 員

(種類及び定数)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 11 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1 名を理事長とし、2 名以内を常務理事とすることができる。

- 3 前項の理事長を代表理事とし、常務理事を業務執行理事とする。

(選 任 等)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選任する。

- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
監事についても、同様とする。
- 6 各理事について、監事と特別な利害関係を有するものであってはならない。
- 7 毎事業年度における収益の額、費用及び損失の額等に関する一定の基準に達する場合は、理事のうち1人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者（設立者等）とする。
監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める役員等職務権限規程による。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1） 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- （2） この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- （3） 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任 期)

第 32 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第 33 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報 酬 等)

第 34 条 役員は、本条第2項及び第3項の規定によるほかは、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 非常勤の役員が、理事会等に出席した場合には、その対価として一日あたり5万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第48条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第36条 この法人は、役員「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び常務理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第36条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回、5月から6月の間、11月から12月の間及び翌年3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第31条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段より監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第41条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、常務理事がこれにあたる。

(定 足 数)

第 43 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 44 条 理事会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 45 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 30 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議 事 録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、会議に出席した理事長及び監事が、これに記名押印しなければならない。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、会議に出席した理事及び監事が、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 48 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に 贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が、解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 選考委員会及び委員

(選考委員会及び委員)

第54条 この法人に第4条に掲げる事業における奨学援助、顕彰並びに助成の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の運営並びに選考委員に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備置帳簿及び書類)

第56条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類
- (4) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、監査報告
- (5) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (6) 役員等報酬規程
- (7) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項を記載した書類その他法令で定める書類
- (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 2 前項の各号の帳簿及び書類等の備置及び閲覧については、法令の定めによるほか、第57条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公 告)

第 59 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 補 則

(委 任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、別紙「役員名簿」記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の理事長は近藤耕三、常務理事は安西 隆とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、別紙「評議員名簿」に掲げる者とする。

附 則

この定款は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月21日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年7月1日から施行する。

役員（理事・監事）名簿

(五十音順・敬称略)

役 職 名	氏 名	参 考 事 項
理 事	近 藤 耕 三	四国電力(株) 相談役
〃	安 西 隆	専任
〃	岩 倉 壽	日本画家・日本芸術院 会員
〃	奥 谷 博	洋画家・日本芸術院 会員
〃	加 戸 守 行	愛媛県知事
〃	烏 谷 照 雄	セキ美術館顧問・企画委員
〃	添 田 喬	徳島文理大学 名誉学長
〃	多田羅 迪 夫	東京芸術大学 教授（声楽）
〃	橋 井 昭 六	(株)高知新聞社 名誉顧問
〃	松 繁 壽 義	元 香川県教育委員会 教育長
〃	三 木 稔	作曲家
監 事	左 光 幸 男	公認会計士
〃	中 村 有 無	四国電力(株) 常務取締役

評 議 員 名 簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	参 考 事 項
芥 川 善 行	写真家
池 川 順 子	元 高知女子大学 学長
池 川 敏 幸	香川大学 名誉教授（彫刻）
上 田 収 穂	徳島少年少女合唱団 指揮者
榎 並 瑛	香川県合唱連盟 理事長
奥 定 一 孝	愛媛大学 名誉教授（洋画）
木 村 美 鈴	元 香川大学 教授（洋画）
久 世 健 三	(株)愛媛新聞社 事業部長
子 亀 秀 樹	元 (株)四国新聞社 事業室長
宮 本 佳 和	(社)徳島新聞社 企画事業局長
向 原 寛	高知大学 名誉教授（声楽）